

令和8年5月27日

指定ごみ袋が購入できない時の特例措置実施期間の延長について

中東情勢の影響を受け、全国的に石油製品の調達が不安定な状況が続いています。

本市においても、ごみ袋の印刷用インクなどの原料不足により、安定した供給が困難となっているため、指定ごみ袋が購入できない場合の特例措置の実施期間を当面の間延長します。

記

- 1 実施期間 令和8年6月1日（月曜日）収集分から当面の間
※特例措置を終了する場合には、改めてお知らせします。
- 2 使用できる袋 市販の透明・半透明の袋（20リットル～45リットルサイズ）
※レジ袋、黒袋、肥料袋、紙袋は使用できません。

[問い合わせ]

登米市市民生活部 環境事業所
クリーンセンター 所長 佐々木 清晴
電話:0225-76-0102（直通）